平成２２年（再ロ）第６号

川崎市麻生区百合丘２丁目18番地１　ラフォーレ百合ヶ丘202

再生債務者　佐藤　洋子

１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年２月22日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成23年３月29日まで

平成23年３月８日

横浜地方裁判所川崎支部破産係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２２年（再ロ）第１号

茨城県潮来市上戸202―１鴇田アパートＢ

再生債務者　尾崎　博済

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成23年２月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年３月８日　水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（再ロ）第９９号

大阪市平野区喜連１丁目３番10号

再生債務者　松嶋　新一

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成23年２月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年３月８日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再ロ）第２号

島根県邑智郡美郷町浜原404番地

再生債務者　龍岩　和則

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成23年２月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年３月７日　松江地方裁判所浜田支部

平成２２年（再ロ）第３号

新潟県村上市薦川377番地

再生債務者　小田　誠

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成23年３月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年３月９日

新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（再ロ）第２号

岡山県英田郡西粟倉村大字知社295番地

再生債務者　小林　博

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成23年３月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年３月８日　岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（再ロ）第１４号

愛知県知多郡東浦町大字緒川字稗田５番地の１キャッスルハイツ東浦Ⅳ302号

再生債務者　岩本　千秋

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成23年３月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年３月８日

名古屋地方裁判所民事第２部

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成23年３月17日　福岡県教育委員会

１．免許状の種類、免許状の番号、授与権者、授与年月日、本籍地、氏名、失効年月日

(1)　中学校教諭一種免許状、昭59中一普第319号、福岡県教育委員会、昭和60年３月31日、大分県、川底　庸人、平成21年３月31日

(2)　高等学校教諭一種免許状、昭59高二普第383号、福岡県教育委員会、昭和60年３月31日、大分県、川底　庸人、平成21年３月31日

(3)　高等学校教諭一種免許状、平17高一種第2627号、福岡県教育委員会、平成18年３月20日、大分県、高野　庸人、平成21年３月31日

(4)　高等学校教諭一種免許状、昭55高二普第３号、大分県教育委員会、昭和55年４月30日、大分県、川底　庸人、平成21年３月31日

２．失効の事由　教育職員免許法第10条第１項第３号該当

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲はＮの権利義務全部を承継して存続しＮは解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年三月九日

掲載頁　九十一頁（号外第四十七号）

（Ｎ）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年三月九日

掲載頁　九十三頁（号外第四十七号）

平成二十三年三月十七日

秋田県湯沢市秋ノ宮字小測ヶ沢九番地

（甲）株式会社沼倉組

代表取締役　樋渡　秀夫

秋田県湯沢市秋ノ宮字小測ヶ沢一六番地一

（Ｎ）株式会社ニッちゃテクノカルタイアップ

代表取締役　越後谷浩二

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十三年四月二十八日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年七月二十一日

掲載頁　七十七頁（号外第一五一号）

（Ｎ）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年七月二十一日

掲載頁　六十五頁（号外第一五一号）

平成二十三年三月十七日

東京都港区浜松町一丁目三〇番五号

（甲）株式会社ＴＤモバイル

代表取締役　杉浦　公二

東京都港区浜松町一丁目三〇番五号

（Ｎ）ＣＭＣ株式会社

代表取締役　小川　敏

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　東京都において発行される産経新聞

掲載の日付　平成二十三年十一月十八日

掲載頁　二十三頁

（Ｎ）計算書類の公告義務はありません。

平成二十三年三月十七日

東京都渋谷区富ヶ谷一丁目四四番二一号

（甲）株式会社松屋百貨店

代表取締役　山下　武

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　（Ｎ）有限会社ジャレックジャパン

取締役　横山　公一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十三年五月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十三年三月八日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年一月十四日

掲載頁　八十八頁（号外第一七八号）

（Ｎ）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年一月十四日

掲載頁　八十八頁（号外第一七八号）

平成二十三年三月十七日

岡山市中区沖元四六四番地

（甲）株式会社オーエス技研

代表取締役　岡崎美智子

岡山市中区沖元四六四番地

（Ｎ）株式会社カンリン

代表取締役　岡崎　正治

組織変更公告

当法人は、平成二十三年三月三日開催の臨時総会において、農事組合法人の組織を変更して株式会社となることを決議したので、この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内に当組合までその旨を申し出てください。

なお、財産目録及び貸借対照表は、当組合の主たる事務所に備え置いてあります。

平成二十三年三月十七日

秋田県雄勝郡羽後町西馬音内堀廻字塩出山一番地一〇四

農事組合法人サンライズ五林坂牧場

理事　菅原　一範